

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 63 年 4 月まで

私は平成の初め頃に A 村役場で免除期間の保険料追納について説明を聞き、追納保険料額を計算してもらった結果、50 万円あれば足りると聞いたので、父親から 50 万円出してもらい、友人と共に B 社会保険事務所（当時）に出向き、申立期間の国民年金保険料を B 社会保険事務所で 50 万円弱納付した。申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成の初め頃に A 村役場で免除期間の保険料追納について説明を聞き、追納保険料額を計算してもらった結果、50 万円あれば足りると聞いたので、父親から 50 万円出してもらい、友人と共に B 社会保険事務所に出向き、申立期間の国民年金保険料を B 社会保険事務所で 50 万円弱納付した。」旨主張し、申立期間の保険料を追納した時期については、C 市に居住していた平成元年から 2 年頃としているところ、この時期に申立期間の保険料を追納したとすると保険料額はいずれの時期も 50 万円を超えることになり、申立人の主張する追納額とは一致しない。

また、申立人が申立期間の保険料を追納した時期を申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間（3 期間）が追加処理され、過年度納付書が発行されるなど申立人の年金記録に変化が見られる平成 3 年 11 月頃と仮定した場合であっても、この時点で申立期間の保険料を社会保険事務所（当時）で追納したとすると保険料額は約 36 万円となり、申立人の主張する 50 万円弱とは大きく乖離する。

さらに、申請免除期間の保険料を追納する場合には、制度上、社会保険事

務所に追納の申出を行う必要があるが、申立人に係るオンライン記録には、申立期間に係る追納申出等に関する事蹟^{せき}は確認できない。

加えて、申立期間の保険料を追納するために申立人に50万円を出したとする申立人の父親は既に死亡しており、父親の資力、金銭授受等の状況が不明であるとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 879

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月まで

私が大学を卒業する昭和 43 年 3 月頃、母が、「年金に加入しないといけない。」と言って私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料も結婚するまでは、母が納付してくれていたもので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 42 年*月*日を資格取得日として 47 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点は、第 1 回特例納付実施期間中（昭和 45 年 7 月 1 日から 47 年 6 月 30 日まで）であることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付することは可能であったものと考えられるものの、申立人から、国民年金保険料を遡って一括して納付した旨の供述は無い上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、昭和 43 年 12 月 27 日から 45 年 5 月 1 日まで A 市に住民票を異動していることが確認できることから、仮に申立人が主張する時期に上記とは別の申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたとしても、申立期間のうち、上記のとおり A 市に住民票が異動している期間については、制度上、B 市で申立人の母親が申立人に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は 45 か月と長期間であるとともに、申立人の母親が申立人に係る当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から4年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から4年4月まで

私は、申立期間はA刑務所に服役中であったが、国民年金保険料の免除の申請を行おうとしたところ、刑務官から、「国民年金の免除申請を希望する者については、刑務所（国）が申請を行う。」と聞いた。このため、免除の申請を刑務官に任せたが、申立期間が申請免除期間となっていない。申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A刑務所の刑務官から、国民年金の免除申請をする者は、刑務所（国）が申請をすると聞いたので任せた。」旨主張しているところ、法務省矯正局長通達「矯正施設収容者の抛出制国民年金の取扱いについて」（昭和36年2月24日付け法務省矯正甲第161号）によると、保険料の申請免除申請は「国民年金保険料免除申請書」を施設所在地の市町村長を通じて都道府県知事に提出することにより行い、申請免除等の届出をした場合は、本人の身分帳等に記録することとされている。

このことについて、A刑務所は、「収監時に国民年金の免除について説明は行っているが、免除の申請申請は被収容者本人が行う。」と回答している上、申立人の最終収容施設であるB刑務所は、「申立人の身分帳等を確認したが、市町村又は社会保険事務所（当時）への信書記録は無い。」と回答をしていることから、申立人が主張する方法により申立期間に係る申請免除申請が行われた事情は見受けられない。

また、申立人は、「自分自身で申立期間に係る申請免除申請を行った記憶は無い。」、「社会保険事務所（当時）から国民年金保険料免除承認通知書

を受け取った記憶も無い。」とそれぞれ主張している。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 881 (事案 831 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 9 月まで

私たち夫婦は昭和 53 年に A 町役場 (当時) の支所で住所変更の手続を行った際に、国民年金の加入を強く勧められ、夫婦で加入した。

その際に、役場の職員から過去の未納期間を指摘されたので、夫婦二人分のそれまでの未納期間に係る国民年金保険料を遡って納付した。納付方法は、1 回当たり 4 万円くらいの金額を 7 回から 8 回にわたり納付したはずで、資金は夫の父親から援助してもらった。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間及び申立人の夫の昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月までの期間をそれぞれ特例納付により納付した場合、申立人夫婦が納付したと主張する金額では不足すること、ii) 申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付しなくても、国民年金に加入した時点から 60 歳到達時までにおいて年金受給資格 (300 月) を満たすことができる状況にあったこと、iii) 昭和 53 年度に A 町で国民年金に加入した国民年金被保険者の保険料納付状況から、特例納付を行っていることが確認できる者は、年金の受給権確保を目的としていた状況が見受けられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人夫婦は、それぞれの申立期間とそれ以降の期間を含めた保険料納付額について、「1 回当たり 2 万円くらいの金額を 6 回から 7 回にわたり納付したはずである。」との前回申立て時の主張から、「1 回当たり 4 万

円くらいの金額を7回から8回にわたり納付した。」と主張を変更しているが、納付金額が変更するに至った具体的な裏付け資料等はない上、今回の申立てによっても申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない。

また、当委員会の方決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 882 (事案 832 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月まで

私たち夫婦は昭和 53 年に A 町役場 (当時) の支所で住所変更の手続を行った際に、国民年金の加入を強く勧められ、夫婦で加入した。

その際に、役場の職員から過去の未納期間を指摘されたので、夫婦二人分のそれまでの未納期間に係る国民年金保険料を遡って納付した。納付方法は、1 回当たり 4 万円くらいの金額を 7 回から 8 回にわたり納付したはずで、資金は父親から援助してもらった。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間及び申立人の妻の昭和 51 年 2 月から同年 9 月までの期間をそれぞれ特例納付により納付した場合、申立人夫婦が納付したと主張する金額では不足すること、ii) 申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付しなくても、国民年金に加入した時点から 60 歳到達時までにおいて年金受給資格 (300 月) を満たすことができる状況にあったこと、iii) 昭和 53 年度に A 町で国民年金に加入した国民年金被保険者の保険料納付状況から、特例納付を行っていることが確認できる者は、年金の受給権確保を目的としていた状況が見受けられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人夫婦は、それぞれの申立期間とそれ以降の期間を含めた保険料納付額について、「1 回当たり 2 万円くらいの金額を 6 回から 7 回にわたり納付したはずである。」との前回申立て時の主張から、「1 回当たり 4 万

円くらいの金額を7回から8回にわたり納付した。」と主張を変更しているが、納付金額が変更するに至った具体的な裏付け資料等はない上、今回の申立てによっても申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない。

また、当委員会の方決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から平成5年3月まで

私の国民年金の加入手続並びに保険料の納付及び免除手続については、父が全て行ってくれていたため、申立期間が未納となっていることに納付できない。調査の上、申立期間を納付済み期間又は免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和41年5月頃にA市で払い出されていることが推認でき、申立人に係るA市及びB町の国民年金被保険者名簿並びに特殊台帳から、申立人は、52年7月1日にA市からB町へ住所変更しており、同年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人のB町の被保険者名簿の補記欄には「在籍不在 55.4.7」、申立人の特殊台帳の欄外には「不在 54.12.3」との事蹟^{せき}がそれぞれ確認できることから判断すると、申立人は、申立期間においてB町では不在者として把握されていたことから、申立期間の国民年金保険料の徴収対象者とはならず、申立期間の国民年金保険料を納付又は申請免除することはできなかつたものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間当時、申立人がB町からA市への住所変更を行った事蹟^{せき}はうかがえない上、オンライン記録から、申立人に係る特殊台帳の最終保管庁がB町を管轄していたC社会保険事務所（当時）となっており、A市を管轄していたD社会保険事務所（当時）へ移管されていないことから判断すると、申立人はA市においても、申立期間の

国民年金保険料を納付又は申請免除することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は 168 か月と長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付あるいは免除手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付又は免除手続を行ったとする申立人の父親は、既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付並びに免除手続の状況等が不明である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書、家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1168 (事案 599 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで
② 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 10 月 1 日から平成 17 年 10 月 1 日までの期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額が記録されているので、訂正してほしいと申し立てたが、当該期間のうち申立期間①及び②について、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

私は、平成 9 年度から 11 年度までの期間（平成 7 年 12 月から 10 年 11 月までの期間、以下同じ）及び 13 年度から 15 年度までの期間（平成 11 年 12 月から 14 年 11 月までの期間、以下同じ）に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書を所持しているので、再度申し立てる。

両申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 前回の申立てに係る申立期間のうち申立期間①及び②については、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与支給明細書及び賃金台帳等の資料（市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び同証明書を含む。以下「給与支給明細書等」という。）が無いので、報酬月額等を確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 17 日

付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいても、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①のうち平成7年12月から8年3月までの期間については、申立人が所持する平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（平成7年12月から8年11月までの期間）及びオンライン記録によりA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する給与支給明細書から判断すると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていないと推認されることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間①のうち平成8年4月から10年11月までの期間、11年12月及び12年1月、並びに申立期間②について、申立人が所持する平成9年度から11年度までの期間及び13年度から15年度までの期間に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び前述の同僚並びにオンライン記録からA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚が所持する給与支給明細書から判断すると、申立人が事業主により給与から控除されていたと推認される厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超えている可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所はB厚生年金基金の加入事業所（平成8年4月から15年3月までの期間の厚生年金保険料の免除保険料率は、1,000分の38とされていることが確認できる。）であることが確認できるところ、同基金から提出された基金規約によると、同基金において、普通掛金（免除保険料を含む。）の額は、加入員の標準給与の月額に、平成8年4月から11年3月までの期間は1,000分の47、11年4月から15年3月までの期間は1,000分の50を乗じて得た額とすると規定されていることが確認できる上、申立人の給与から法定料率を超える保険料率に基づく上記厚生年金保険料が控除されている理由について、同基金は、当該普通掛金のうち免除保険料率（1,000分の38）に相当する掛金額を除外した掛金額は、基金の独自給付に係る掛金額（以

下「持越し部分」という。)に相当し、申立人の給与から控除されている上記厚生年金保険料には持越し部分が含まれている旨回答している。

また、持越し部分に係る従業員の負担割合については、前述のB厚生年金基金の回答の主旨並びに申立人及び前述の同僚らの給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額から、労使折半であったことが推認できる。

これらのことから判断すると、上記厚生年金保険料額から持越し部分に係る掛金額を除外した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 申立期間①のうち平成2年1月から7年11月までの期間及び10年12月から11年11月までの期間について、前述の同僚らが所持する給与支給明細書により、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を推認することはできるものの、申立人は当該期間に係る給与支給明細書等の資料を所持しておらず、A事業所は、当該両期間に係る賃金台帳等は既に廃棄している旨回答しており、申立人の当該期間に係る報酬月額について確認することはできない。

このほか、当該期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA社（勤務地は、B事業所内の現場）に季節労働者として勤務し、Cの業務に従事していた。

また、申立期間②においてはD社（現在は、E社）に正社員として勤務し、Fの製造工程の検査部門の業務に従事していた。

私は、両申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主は、「申立人が当社に在籍していたことを確認できる資料は無い。」旨回答している上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時点（昭和 52 年 6 月 1 日）で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人を記憶していないことから、申立人が同社に在籍していたことを確認できない。

また、A社の商業登記簿により、同社は昭和 49 年 8 月 6 日に設立されていることが確認できるところ、同社の事業主は、「申立期間①当時に事業を行っていなかった。」旨回答している上、事業所番号等索引簿等により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 52 年 6 月 1 日で

あることが確認できることから、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「時期は定かではないが、D社に勤務していた。」旨主張しているところ、E社は、「申立期間②及びその後数年間の人事記録を確認したが、申立人が当社に在籍していた記録は確認できない。」旨回答している上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人を記憶していないことから、申立人がD社に在籍していたことを確認できない。

また、申立人は、「G市の寮からH市I区に所在していた工場に通勤していた。工場ではFの製造工程の検査部門の業務に従事していた。」旨主張しているところ、D社の商業登記簿、E社の回答及び前述の複数の同僚の供述により推認される申立期間②当時のD社の事業内容等は申立人の主張と一致しない。

一方、申立事業所（D社）とは異なるJ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人には申立期間②と一部重複する期間（昭和42年3月20日から同年8月30日までの期間）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社の事業を引き継いでいるK社は、「当社が保管している人事記録台帳によると、申立人は、当該重複期間にG市又はH市I区に所在していた工場に勤務していたことが確認できる。」旨回答している上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立期間②当時、同社の従業員用の寮はG市に所在しており、同社はFを製造していたものと推認され、同社の事業内容等は申立人の主張と一致することがうかがえる。

このほか、申立期間②において事業主（D社）により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 18 日まで
私は、昭和 54 年 4 月 1 日にA社に入社し、同社が倒産した 56 年 9 月まで継続して勤務し、B工事に係るCの業務に従事したが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は55年3月18日と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が記憶していた申立人と同職種の同僚は、「申立人は申立期間においてA社に係るB工事の現場でCの業務に従事していた。」と供述している。

しかしながら、i) A社の元事業主から提出された申立人に係る履歴書の記載日欄には「昭和55年3月現在」と記入されているところ、当該元事業主は、「その時点でA社に入社したとする取扱いをしたものと思われる。」旨供述していること、ii) 当該履歴書の職歴欄の最終履歴は「46年4月D事業所入店」と記載され、D事業所の退職に係る記載がなされていないところ、申立人は、A社に入社した当初はD事業所の仕事にも従事していた旨供述していること、iii) 当該元事業主及びA社の元社会保険事務担当者は、「社員を採用するとすぐに雇用保険等に参加させていた。」旨供述しているところ、申立人は申立期間において雇用保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立人は申立期間において同社の業務に

従事していた可能性は否定できないものの、同社に社員として在籍していたとまでは推認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、被保険者記録が確認できる同僚7人の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できるところ、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得日（昭和55年3月19日）も厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和55年3月18日）とほぼ一致している上、申立人のE厚生年金基金に係る加入員資格取得日（昭和55年3月18日）と厚生年金保険の被保険者資格取得日も一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、前述のA社の元事業主は申立人に係る履歴書を除き関連資料は全て廃棄した旨供述している上、当該元事業主及び前述の被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚（前述の元社会保険事務担当者を含む。）に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人がA社に入社した当初、仕事を掛け持ちしていたとするD事業所は、事業所番号等索引簿に記載されておらず、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、事業主も居所不明であり、申立人の勤務について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。